

令和8年1月

神奈川県内広域水道企業団議会定例会議案

(予 算)

神奈川県内広域水道企業団

議案第2号

令和8年度神奈川県内広域水道企業団 水道用水供給事業会計予算

(総則)

第1条 令和8年度神奈川県内広域水道企業団水道用水供給事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | |
|--------------------|-------------------------------|
| (1) 用 水 供 給 先 | 神奈川県、横浜市、川崎市及び横須賀市 |
| (2) 年 間 総 供 給 量 | 488,699,900 立方メートル |
| (3) 一 日 平 均 供 給 量 | 1,338,904 立方メートル |
| (4) 主 要 な 建 設 事 業 | |
| ア 施 設 更新 等 整 備 事 業 | 取水施設、導水施設、浄水施設及び送水施設の施設更新等の工事 |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 用 水 供 給 事 業 収 益		46,313,179 千円
第1項 営 業 収 益		42,657,220 千円
第2項 営 業 外 収 益		3,655,959 千円
	支	出
第1款 用 水 供 給 事 業 費 用		41,717,007 千円
第1項 営 業 費 用		39,483,508 千円
第2項 営 業 外 費 用		2,133,499 千円
第3項 予 備 費		100,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額14,582,586千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額628,506千円、当年度分損益勘定留保資金13,045,438千円及び建設改良積立金908,642千円で補てんするものとする。)。

	收	入
第1款 用 水 供 給 事 業 資 本 的 収 入		2,507,051 千円
第1項 企 業 債		2,470,000 千円
第2項 その他の資本的収入		37,051 千円
	支	出
第1款 用 水 供 給 事 業 資 本 的 支 出		17,089,637 千円
第1項 受 託 建 設 費		37,051 千円
第2項 一 般 建 設 改 良 費		8,600,185 千円
第3項 投 資 有 価 証 券 購 入 費		200,000 千円
第4項 企 業 債 償 還 金		8,222,401 千円
第5項 予 備 費		30,000 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限度額(千円)
施設更新等整備事業	令和9年度から令和20年度まで	60,360,000
水道施設維持管理	令和9年度から令和34年度まで	29,303,000

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額(千円)	起債の方法	利率	償還の方法
施設更新等整備事業	2,470,000	普通貸借又は証券発行の方法による。 起債の時期は当該年度とする。ただし、事業の進ちょく又は財政その他の都合により全部又は一部を翌年度へ繰り越して起債することができる。	年5.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	公的資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合は40年以内に償還する。ただし、財政の都合により償還期間を短縮し、又は本条に定める条件の範囲内で借換えをすることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、5,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用
- (2) 企業債償還金に不足が生じた場合における一般建設改良費及び企業債償還金の間の流用

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、30,800千円と定める。

令和8年1月26日提出

神奈川県内広域水道企業団
企業長 城 博 俊